

日本防災士会島根県支部規約

(名称)

第1条 本会は、日本防災士会島根県支部とする。

(事務所)

第2条 本会の事務局は事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、「自助」、「共助」、「協働」の原則のもと、会員相互ネットワークの構成とスキルアップを支援し、防災士としての活動と技術研鑽により地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (ア) 防災士としての活動と防災・減災、技能の研鑽に資する事業。
- (イ) 会員相互の交流に資する事業。
- (ウ) 講演会及び研修会等の開催に関する事業。
- (エ) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員の種別)

第5条 本会は日本防災士会会則第11条に基づく同会の地方支部である。この団体の会員は次のとおりとし、このうち正会員のみが議決権を持つ。

正会員：日本防災士会に所属し、そのうちこの団体の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人

賛助会員：この団体の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

協力会員：この団体の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人及び団体

(入会)

第6条 会員の入会については、正会員は日本防災士会に登録している防災士であること。賛助会員及び協力会員については特に条件を定めない。

2 支部長は前項のものを入会を認めないときには速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、退会届を支部長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第11条 すでに支払った会費は、これを返還しない。

(役員)

第12条 この団体には次の役員を置く

- (1) 幹事 5名以上30名以下
- (2) 監事 2名

2 幹事のうち、1名を支部長とし、必要に応じて支部長代理、副支部長を置くことができる。また会計担当及び事務局として幹事各1名をその任にあてる。

3 本会に顧問、アドバイザー（若干名）を置くことができる。

なお、顧問及びアドバイザーは役員会における評決数には含めない。

4 支部長は必要に応じて幹事の中から特命としての役員を任命することができる。この場合、任命した後に幹事会で承認を得なければならない。

5 役員任期は2年とし、役員は総会で決定する。なお、総会が開催されるまでは役員任期は継続することとする。

6 欠員の補充は前任者の残存期間とする。

(選任等)

第13条 当会の役員は以下のとおり選任する。

- 1 幹事及び監事は総会において選任する。
- 2 支部長は幹事の互選とし、他役員についても同様とする。

3 監事は幹事を兼ねることができない。

(役員の権能)

第14条 当会の役員は次の業務を行う。

- 1 支部長はこの団体を代表し、その業務を総理する。
- 2 支部長以外の幹事は団体の業務について、この団体を代表しない。
- 3 支部長代理及び副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、支部長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 幹事長は幹事を総括する。
- 5 幹事は幹事会を構成し、この規約の定めおよび幹事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。また、幹事は幹事会で定める各ブロックごとにブロック長を選出し、当該ブロックのとりまとめを行う。
- 6 会計はこの団体の出納を統括し、経費を適切に管理する。
- 7 事務局は当団体の運営に関する事務業務を統括する。
- 8 監事は次に掲げる業務を行う
 - 1) 幹事の業務執行を監査すること
 - 2) この団体の財産の状況を監査すること
 - 3) 前2号の規程による監査の結果、この団体の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当する場合には、幹事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て、支部長が別に定める。

(会議)

第17条 本会に次の会議を置く。

総会

幹事会

- 2 総会は毎年1回以上開催し、事業実施報告、事業計画の決定、幹事選出(第13条)、決算報告及び予算(案)の承認を行う。
- 3 幹事会は総会の決定に基づき、会務の執行にあたる。

(会計)

第18条 本会の経費は、本部助成金、会費、及び寄付金等をもってこれにあてる。

2 正会員及び賛助会員の年会費は総会でその額を決定する。

3 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第19条 本規約に取り決めのないものについては、その都度幹事会に諮り決定を行い、総会で報告するものとする。

附則 この規約は、平成19年4月15日より施行する。

この規約は、平成23年5月11日より施行する。

この規約は、令和3年11月23日より施行する。

この規約は、令和4年 5月31日より施行する。